

令和6年度(第46回) 九州各県保健医療福祉主管部長・ 九州各県医師会長合同会議

会長 田名 毅



日時：令和6年7月12日(金) 16:30～17:40

場所：ホテルセントヒル長崎(3階 紫陽花の間)



1. 開会

長崎県所管課担当者により開会が宣言された。

2. 挨拶

長崎県の大石賢吾知事より挨拶が述べられた後、長崎県医師会の森崎正幸会長より挨拶が述べられた。

3. 出席者照会

配布された出席者名簿をもって本日の出席者が紹介された。

4. 座長選出

慣例により、担当県である長崎県福祉保健部の新田惇一郎部長が座長に選出された。

5. 議事

(1) 新地域医療構想について

(鹿児島県医師会)

【提案要旨】

現行の地域医療構想は2025年までの取り組みであることから、今、国において2040年を見据え新しい地域医療構想の検討が始まっている。

2015年に発出された地域医療構想病床機能報告の2015年の合計病床数は125万床であったが2022年には119.8万床と機能別の乖離はあるものの「2025年に必要な病床数の必要量」の推計に近づいている。

しかしながら、人口減少が進む中、2015年に想定された構想区域は、2040年には人口20万人未満となる構想区域が過半数を超え、5万人未満の構想区域は2015年との比較で約3倍となると言われている。

また、高齢者（特に後期高齢者人口）の増加に伴い、高齢者特有の疾病構造の変化、認知症有病率の増加、軽症・中等症の救急患者の増加、終末期医療の在り方など、より一層、医療と介護の連携が必要になると思われる。

さらに現行の地域医療構想発出時の2015年には、医療人材は逼迫していなかったが、少子化や賃金高騰による医療人材の他業界へ流出等による担い手不足や、医師の働き方改革など、医療・介護を取り巻く状況が大きく変わってきている。

そのような中でも住民に対して切れ目のない医療・介護の提供が求められるが、残念ながら都市部と比べ医療資源の乏しい地方ほど持続可能な医療提供体制構築は難しい。

さらに従来の地域医療構想では、病床削減を主目的とするような誤解を招き、医療機関と都道府県が対立するような形で、構想区域での議論が終始した場合もあったのではないと思われる。

2025年からの新地域医療構想では、2040年を目指し、地域医療の持続可能な体制を構築する上で、なお一層、県行政の役割は大きいと思われる。これまで構想区域は2次医療圏を基本に構築されてきたが、前述の如く構想地域の合併・分割など再編が今後必要と思われる。一方、介護分野は市町村単位での連携体制構築の検討が必要と思われる。すなわち県行政の役割は、地域における将来推計に基づくビジョンを掲げ、議論には医療分野だけではなく介護分野の市町村の行政担当者や各種関係団体も参加し、地域の医療・介護の連携体制そして在宅医療体制までを一体的、かつ具体的に協議する体制作りが重要だと思われる。さらに人材不足を補うには、一人ひとりの生産性を上げるしかなく、遠隔診療などのICTも積極的に取り入れなければならないと考える。

各県行政の地域医療構想の議論の方向性、取組状況についてお聞きしたい。

【九州各県行政回答】

九州各県行政ともに、現構想に関しては、各構想区域の地域医療構想調整会議等において協

議を進めており、地域医療介護総合確保基金や国庫補助金等の活用を図りながら、不足する病床の確保や、医療機能分化・連携、医療・介護従事者を対象とした研修会、在宅医療の推進等々、必要な施策を推進している。

また、新構想に関しては、国において、かかりつけ医機能や在宅医療、医療・介護連携等を含めた地域の医療提供体制全体の構想としての検討が3月末から始まったところであり、今後は、それらを含めたガイドラインが国から発出されるため、その動向を注視し、医師会や関係機関と協議、検討を進めていくとしている。

その他、長崎県では、新構想のモデル推進区域に選出されたことから、データ分析を綿密に行っていくことや、鹿児島県からは新構想の策定期間を十分に確保することを国に要望していることが確認された。

【九州各県医師会回答】

九州各県医師会ともに、鹿児島県医師会の提案通り、地域の医療・介護の連携体制や在宅医療の推進等を一体的に協議する体制が必要であるとされ、県行政をはじめ介護を担う市町村も一体となった連携が必要であるとされた。

また、今後の人口動態や疾病構造の変化が各県・各地域の実情により大きく違うため、改めて各県行政と各県医師会をはじめ市町村、関係機関等と一体となった取り組みが必要であることが確認された。

【主な意見等】

（長崎県医師会 森崎会長）

熊本県の1.5時間構想で高速道路の整備を行っていると思われるが状況はいかがか。

（熊本県 下山部長）

本県は長崎県や鹿児島県のように離島を有していないため、道路の整備を行っているが阿蘇や天草はヘリでの対応を考えていくことになる。

(熊本県医師会 福田会長)

特に天草が課題と考える。阿蘇は道路も整備されてきたが、防災ヘリやドクターヘリで格差を縮めていきたいと考える。

(鹿児島県医師会 牧角会長)

現行の地域医療構想は病床削減であり、それなりの効果はあったと思う。新地域医療構想は、どういう県・市町村にしていきたいかが問われている。県と医師会でビジョンを示せると良い。

(沖縄県医師会 田名会長)

本県も離島を多数抱えており、ドクターヘリや自衛隊のヘリを活用している。オンライン診療で重症化予防を図ること等を今後設置予定の離島医療委員会にて検討していく。離島の事を本島でも真剣に考えていくシステムを作っていきたい。

(長崎県 新田部長)

本県では、大学の専門医が離島と遠隔で結ぶという取り組みを進めてきている。

(鹿児島県 房村部長)

医師の常駐しない離島があり、オンライン診療や画像診断を実施している。最近では、看護師が現場にしながらタブレットを用いた診療を行っている。今後、遠隔医療は避けて通れないと思っている。他県でも好事例があれば情報提供いただきたい。

(長崎県医師会 森崎会長)

本県の五島では、ドローンを活用し、オンライン診療で処方された薬を配るなどの実証が行われている。また、血液もドローンで輸送する実験も行われている。

(長崎県 新田部長)

ドローンで自宅まで薬を運ぶことを目指している。遠隔地で診療して、航空法内で市街地に飛ばすことができないかどうか。特区を得て規

制緩和の検討が行われている。離島での実証が上手くいけば、阿蘇などに飛んで薬を配布することが可能になる。

(沖縄県医師会 田名会長)

高齢者等の下り搬送が以外と難しい問題となっている。病院のベッドの空き具合を確認しながら転院を促したり、在宅医療へ移行することで病床不足を補えないか検討しているところである。

(長崎県 新田部長)

急性期の区分でも医療資源を投入しているところと、そうでないところで分かれている。それをレセプト等で分析して役割分担を行ってもいいのではないかと考える。下り搬送は二次医療圏で受けられないところを三次救急で受け入れて、二次救急に下り搬送するなど、個別で病院と協定を結んでいければ良いと考える。医療必要度が低い方への対応が課題となる。

(熊本県医師会 福田会長)

コロナが増えてきている。第8次医療計画では新興感染症が新たな事業として組み込まれたが、地域医療構想で病床を減らした時に、新しい感染症をどう対応していくか、人と場所の確保などを踏まえ検討していく必要がある。

(長崎県 新田部長)

有事の際の病床をどう確保するか。医療経営も含めて検討する必要がある。国からの方針が示されたら、各県の実情を踏まえて具体的に検討していくことになる。

(大分県医師会 河野会長)

それぞれの地域で問題は違ってくる。国は同じ方針を下すのではなく、各地域の構想を策定することで良いと考える。そもそも高度急性期、急性期、回復期、慢性期の分類自体がおかしいのではないかと疑問を感じる。

(長崎県 新田部長)

国は方針を押し付けているのではなく、一つの形を示して各県が実情に応じて作ることになる。

(福岡県 佐野医監)

根回しや配慮が足りなかったのではないかと
思う。県医師会とは話をしているが、郡市区医
師会には、なかなか浸透できない。

2025 年迄の構想は、ある一定の成果になっ
ていると思うが、2040 年迄の構想では、都市
部と過疎部でそれぞれ医療と介護を考えて行か
なければならないため、初期救急・介護を慎重
に検討していきたい。

6. 次期開催地及び当番の選出

次期開催地及び当番県として、熊本県医師会
が選出され、熊本県医師会の福田会長より挨拶
が述べられた。

○その他

梅毒患者が増加傾向にあるなか、各県におけ
る現行の取り組み以外の新たな取り組み状況に
ついて確認が行われた。

福 岡 県：HP や SNS による周知。若い人から
の発信。

佐 賀 県：特に無し

熊 本 県：特に無し

佐 賀 県：診断フローチャートを HP に掲載。

宮 崎 県：特に無し

鹿児島県：特に無し

沖 縄 県：特に無し

長 崎 県：県民公開講座の開催。

7. 閉会

長崎県所管課担当者により閉会が宣言された。



お 知 ら せ

暴力団追放に関する相談窓口

暴力団に関するすべての相談については、警察ではもちろんのこと、当県民会議でも応じており、
専門的知識や経験を豊富に有する暴力追放相談委員が対応方針についてアドバイスしています。

暴力団の事でお困りの方は一人で悩まず警察や当県民会議にご相談下さい。

●暴力団に関する困り事・相談は下記のところへ

受 付 月曜日～金曜日（ただし、祝祭日は除きます） 午前10時00分～午後5時00分

TEL (098) 868-0893 なくそうやくザ 862-0007 スリーオーセブン

FAX (098) 869-8930 (24時間対応可)

電話による相談で不十分な場合は、面接によるアドバイスを行います。

「暴力団から不当な要求を受けてお困りの方は……悩まずに今すぐご相談を（相談無料・秘密厳守!）」

財団法人 暴力団追放沖縄県民会議